

伊佐市告示第56号

伊佐市産業活性化事業補助金交付要綱

伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱（平成30年伊佐市告示第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、本市の地域産業の振興を図るため、市内で事業を行う者に対し、予算の範囲内において、伊佐市産業活性化事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、伊佐市補助金等交付規則（平成20年伊佐市規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 移住 転入の直前に市外に継続して10年以上居住していた者が申請日前3年から第12条に規定する実績報告書の提出日（以下「実績報告日」という。）までに市内に転入することをいう。
- (2) 立地 市内に事業所を有しない法人が申請日前3年から実績報告日までに新たに市内に事業所を設置することをいう。
- (3) 特定創業支援事業 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第127条第1項の認定を受けた伊佐市創業支援等事業計画における特定創業支援事業をいう。
- (4) 起業 次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 事業を営んでいない個人が、市内で事業を開始する場合
 - イ 事業を営んでいない個人又は団体が新たに法人を設立し、市内で事業を開始する場合
 - ウ 移住に伴い、市内で事業を開始する場合
 - エ 立地に伴い、市内で事業を開始する場合
- (5) 起業の日 次のいずれかに該当する日をいう。
 - ア 管轄する税務署に提出した開業等届出書に記載された開業年月日
 - イ 本市へ提出した法人等設立（設置）申告書に記載された設立（設置）年月日
- (6) 起業者 次のいずれにも該当する者をいう。
 - ア 別表第1に掲げる業種において、起業を予定している者又は起業の日から1年

未満の者

イ 特定創業支援事業による支援を修了した者又は実績報告日までに修了する見込みがある者

ウ 継業者に該当しない者

(7) 継業 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 市内に事業所を有する個人事業主から、別の個人事業主（継業に伴い開業する予定の個人を含む。以下同じ。）又は法人が、事業所及び経営資源の全て又は主たる部分を譲り受け（賃借を含む。）、事業を承継する場合

イ 市内に事業所を有する法人から、別の個人事業主又は法人が、事業所及び経営資源の全て又は主たる部分を譲り受け（賃借を含む。）、事業を承継する場合（法人の代表者の退任に伴い、当該法人の役員又は従業員が代表に就任し、事業を承継する場合を除く。）

(8) 継業の日 次のいずれかに該当する日をいう。

ア 管轄する税務署に提出した開業等届出書に記載された開業年月日

イ 登記簿上の代表者が継業者へ変更となった日

ウ 事業譲渡等の契約における譲渡の日

(9) 継業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 別表第1に掲げる業種において、継業を予定している者又は継業の日から1年未満の者（前経営者の親族を含む。）

イ 譲渡（賃借を含む。）された事業所において、事業を開始する予定の者又は開始している者

(10) 空き店舗 申請日時点で事業の用に供されていない市内の店舗、倉庫、事務所その他の事業活動を行う施設をいう。

(11) 空き店舗活用事業者 次のいずれにも該当する者をいう。

ア 別表第1に掲げる業種において、空き店舗を活用して事業を開始する者（既に市内の別の店舗で事業を行っている者を含む。ただし、やむを得ない理由による移転を除き、市内で営業している店舗から空き店舗への移転により、移転前の店舗を空き店舗とする者を除く。）

イ 空き店舗所有者と同一世帯若しくは生計を一にする者でない者又は空き店舗所有者の配偶者若しくは二親等内の血族若しくは姻族でない者

(12) 認定農業者 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の農業経営改善計

画、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）の経営改善計画又は果樹農業振興特別措置法（昭和36年法律第15号）の果樹園経営計画の認定を受けた者をいう。

- (13) 特産品 認定農業者が、自ら生産する農林水産物を加工することにより新たに開発する商品をいう。
- (14) 6次産業化 市内にある地域資源を原材料として新たに加工・販売を行うこと、又は特産品開発・販売や体験型観光などにより地域産業の付加価値の向上に取り組むことをいう。
- (15) 増改築 事業に必要な施設を増築、改築又は修繕することをいう。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 起業者、継業者、空き店舗活用事業者又は認定農業者
- (2) 伊佐市商工会の会員又は実績報告日までに会員となる見込みがある者
- (3) 事業に必要な許認可等を取得している者又は実績報告日までに取得する見込みのある者
- (4) 補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に第12条に規定する実績報告書及びその添付書類を提出し、報告書類の審査及び完成検査を受けることができる見込みのある者
- (5) 市内に住所を有し、居住する者又は市内に事業所を有する法人の代表者（実績報告日までに移住する者又は立地する法人の代表者を含む。）
- (6) 伊佐市企業立地等促進条例（平成22年伊佐市条例第26号）に定める伊佐市企業立地等促進補助金の交付を受けない者
- (7) 市区町村税の滞納がない者
- (8) フランチャイズチェーン等に加盟していない者
- (9) 補助金の交付を受けた日から3月以内に事業を開始できる見込みのある者
- (10) 金融機関等からの資金調達が十分に見込める者
- (11) 事業を通じて公序良俗に反する行為、政治的活動又は宗教的活動に関する行為を行わない者
- (12) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6項に規定する暴力団員と密接な関係がない者

- (13) 過去にこの告示による改正前の伊佐市起業チャレンジ支援事業補助金交付要綱の規定に基づく補助を受けていない者

(補助金の種類)

第4条 補助金の種類は、次に掲げるものとする。ただし、複数の補助金に該当する場合、補助金の交付申請は1つに限る。

- (1) 起業支援補助金
- (2) 継業支援補助金
- (3) 空き店舗解消支援補助金
- (4) 6次産業化支援補助金

(補助金の対象経費及び額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第2に定めるものとし、補助金の額は、別表第3に定めるものとする。この場合において、補助対象経費の合計が150万円を超える場合を補助金交付の対象とする。

- 2 前項に定めるもののほか、補助対象経費が300万円を超え、かつ別表第4に示す区分の条件を満たす場合は、それぞれ同表に定める金額を補助金の額に加算する。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、別に定める期日までに産業活性化事業補助金交付申請書（様式第1号）に別表第5に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条による補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査のうえ交付の可否を決定し、産業活性化事業補助金交付決定（却下）通知書（様式第2号）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。

(現場確認)

第8条 市長は、事業を適正に執行するため、現場において状況を確認することができる。

(申請の取下げ)

第9条 第7条第1項の規定により交付決定を受けた補助対象者が、諸事情により申請を取り下げるときは、市長と協議の上、産業活性化事業補助金申請取下げ書（様式第

3号)を提出することにより、申請を取り下げることができる。

2 前項の規定により取下げを行ったときは、補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助対象経費の内容等の変更)

第10条 補助対象者は、第7条第1項の規定により交付決定を受けた後、補助対象経費の内容等を変更するときは、産業活性化事業補助金変更申請書(様式第4号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 変更する補助対象経費の見積書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更の承認の可否を決定し、産業活性化事業補助金変更承認(却下)通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(事前着手承認)

第11条 補助対象者は、やむを得ない事情により補助金の交付決定前に事業に着手する必要があるときは、産業活性化事業補助金事前着手申請書(様式第6号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、事前着手承認の可否を決定し、その旨を産業活性化事業補助金事前着手承認(却下)通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(実績報告)

第12条 補助対象者は、施設整備及び設備導入が完了したときは、産業活性化事業実績報告書(様式第8号)に別表第6に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定)

第13条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理したときは、その報告内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、産業活性化事業補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の請求)

第14条 前条の通知を受けた補助対象者は、補助金の交付を請求しようとするときは、産業活性化事業補助金交付請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金に係る交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 補助金をその目的以外の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件その他市長が指示した事項に違反したとき。
- (3) 交付申請書その他の関係書類に虚偽の記載をし、又は施設整備及び設備導入の実施について不正な行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、この告示の規定に違反したとき。

(財産の処分の制限)

第16条 補助対象者は、補助対象経費として取得した財産又は効用の増加した財産（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する財産をいう。以下「取得財産」という。）を補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年間は、市長の承認を受けずに認定事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、若しくは担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産の耐用年数を経過しているときは、この限りでない。

2 市長は、補助対象者が補助金の交付を受けた年度の翌年度から起算して3年以内に当該取得財産を処分することにより収入がある又は見込まれる場合は、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させるものとする。

(その他)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の規定は、この告示の施行の日以降に交付する補助金について適用し、同日前に改正前の規定に基づき交付した補助金については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

大分類	中分類
製造業	属する全ての製造業
情報通信業	情報サービス業
	インターネット付随サービス業
運輸業	道路旅客運送業
卸売業 小売業	各種商品小売業
	織物・衣服・身の回り品小売業
	飲食料品小売業
	機械器具小売業
	その他の小売業
生活関連サービス業 娯楽業	洗濯・理容・美容・浴場業
	その他の生活関連サービス業
宿泊業 飲食サービス業	宿泊業
	飲食店
	持ち帰り・配達飲食サービス業
教育・学習支援業	その他の教育、学習支援業
サービス業（他に分類されないもの）	自動車整備業

備考 業種の分類は、総務省統計局発表の＜平成18年度事業所・企業統計調査産業分類一覧＞による。

別表第2（第5条関係）

経費区分	内容
施設整備費	新築又は増改築する費用。ただし、土地・建物の取得費用は除く。
設備導入費	機械装置・工具・器具等の購入費用のうち、業者から購入する費用。ただし、「継業支援補助金」における継業の際の譲渡に係る費用は除く。

備考 補助対象経費以外の用に供する部分は、その全部又は延床面積にて按分した額を控除する。

別表第3（第5条関係）

補助金の種類	補助対象経費	補助金の額	加算を含めた補助金の上限額

起業支援補助金	別表第1に掲げる業種の起業に必要と認められる別表第2に掲げる経費	補助対象経費の合計の5分の2以内で、80万円を上限とする。	140万円
継業支援補助金	別表第1に掲げる業種の継業に必要と認められる別表第2に掲げる経費	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする。	90万円
空き店舗解消支援補助金	別表第1に掲げる業種において、空き店舗を活用して事業を行う際に必要と認められる別表第2に掲げる経費	補助対象経費の合計の3分の1以内とし、60万円を上限とする。	90万円
6次産業化支援補助金	6次産業化に必要と認められる別表第2に掲げる経費	補助対象経費の合計の5分の2以内とし、80万円を上限とする。	140万円

備考 補助金の額は、1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとし、他の補助金等の交付の対象とした経費については、補助対象経費から除く。

別表第4(第5条関係)

区分	条件	加算金額
地元加算	施設整備費の全てを市内の業者に発注する場合	30万円
空き店舗加算	空き店舗を活用して事業を行う場合(「空き店舗解消支援補助金」及び「継業支援補助金」を除く。)	30万円

別表第5(第6条関係)

補助金の種類	添付書類
起業支援補助金	(1) 事業計画書・収支予算書 (2) 誓約書 (3) 承諾書(法人の場合)

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 着工前の現況写真 (5) 工事設計図の写し（施設整備の場合） (6) 見積書の写し (7) 住民票又は定款（法人の場合）の写し (8) 滞納のない証明書の写し
継業支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書・収支予算書 (2) 誓約書 (3) 前経営者の最近の申告書の写し (4) 着工前の現況写真 (5) 工事設計図の写し（施設整備の場合） (6) 見積書の写し (7) 住民票又は定款（法人の場合）の写し (8) 滞納のない証明書の写し
空き店舗解消支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書・収支予算書 (2) 誓約書 (3) 着工前の現況写真 (4) 工事設計図の写し（施設整備の場合） (5) 見積書の写し (6) 住民票又は定款（法人の場合）の写し (7) 滞納のない証明書の写し
6次産業化支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事業計画書・収支予算書 (2) 誓約書 (3) 農業経営改善計画認定書の写し (4) 最近の申告書の写し (5) 着工前の現況写真 (6) 工事設計図の写し（施設整備の場合） (7) 見積書の写し (8) 住民票又は定款（法人の場合）の写し (9) 滞納のない証明書の写し

補助金の種類	添付書類
起業支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 開業届の写し (2) 特定創業支援事業による支援を受けたことの証明書 書の写し (3) 伊佐市商工会会員証の写し (4) 営業許可証の写し（営業に際し、許認可等が必要な 場合） (5) 請求書・領収書の写し (6) 工事中及び完成後の写真
継業支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 廃業届、開業届、申告書又は登記事項証明書の写し <ul style="list-style-type: none"> ア 個人事業主から個人事業主への承継の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・廃業届の写し ・開業届又は最近の申告書の写し イ 個人事業主から法人への承継の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・廃業届の写し ・登記事項証明書の写し ウ 法人から個人事業主への承継の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の写し ・開業届又は最近の申告書の写し エ 法人から法人への承継の場合 <ul style="list-style-type: none"> ・登記事項証明書の写し (2) 事業譲渡等の契約書の写し (3) 伊佐市商工会会員証の写し (4) 営業許可証の写し（営業に際し、許認可等が必要な 場合） (5) 請求書・領収書の写し (6) 工事中及び完成後の写真
空き店舗解消支援補助 金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 賃貸借契約書又は登記証明書の写し (2) 伊佐市商工会会員証の写し (3) 営業許可証の写し（営業に際し、許認可等が必要な 場合）

	<ul style="list-style-type: none"> (4) 請求書・領収書の写し (5) 工事中及び完成後の写真
6次産業化支援補助金	<ul style="list-style-type: none"> (1) 伊佐市商工会会員証の写し (2) 営業許可証の写し（営業に際し、許認可等が必要な場合） (3) 請求書・領収書の写し (4) 工事中及び完成後の写真